

## 8-1-8 廃棄物等

### (1) 産業廃棄物

#### ① 予測の結果

##### ア. 工事の実施

##### (ア) 造成等の施工による一時的な影響

##### a. 環境保全措置

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成 13 年法律第 65 号)及び「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、事前に処理計画を策定のうえ適正に処理することとし、工事の実施に伴う環境影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・資機材は可能な限り工場組み立てとすることで現地での産業廃棄物の発生を抑制する。
- ・型枠は、可能な限り再使用する。
- ・発生した産業廃棄物は、可能な限り有効利用に努める。
- ・有効利用が困難な産業廃棄物は、産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処分する。

##### b. 予測地域

対象事業実施区域とした。

##### c. 予測対象時期

発電所建設工事の期間とした。

##### d. 予測手法

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の種類及び発生量を、工事計画をもとに算出し、処理・処分の方法を検討して有効利用量及び処分量を推定した。

##### e. 予測結果

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の種類及び発生量の予測結果は、第 8-1-8-1 表に示すとおりである。

第 8-1-8-1 表 工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の種類及び発生量の予測結果

(単位：t)

種 類		発生量	有効 利用量	処分量	備考	
発 電 所 新 設 工 事	汚泥	脱水ケーキ	約 5,660	約 5,660	0	セメント原料等として再資源化可能な産業廃棄物処理業者に委託し、有効利用する。
	木くず	伐採木	約 6,550	約 6,550	0	破砕等の中間処理により木材チップ等として再資源可能な産業廃棄物処理業者に委託し、有効利用する。
		建設発生木材				
	金属くず	鉄筋	約 250	約 250	0	有価物として売却し、有効利用する。
	がれき類	コンクリート	約 3,660	約 3,660	0	破砕等の中間処理により路盤材等として再資源化可能な産業廃棄物処理業者に委託し、有効利用する。
アスファルト		約 250	約 250	0		
合 計			約 16,370	約 16,370	0	

② 評価の結果

ア. 環境影響の回避・低減に関する評価

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物に係る環境影響を低減するための環境保全措置は以下のとおりである

- ・資機材は可能な限り工場組み立てとすることで現地での産業廃棄物の発生を抑制する。
- ・型枠は、可能な限り再使用する。
- ・発生した産業廃棄物は、可能な限り有効利用に努める。
- ・有効利用が困難な産業廃棄物は、産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処分する。

これらの措置を講じることにより、産業廃棄物の発生量は約 16,370t となるが、発生量の 100%を有効利用する計画としている。有効利用が困難な産業廃棄物が発生した場合は、種類ごとに専門の産業廃棄物処理業者に委託して適正に処分するため、環境への負荷は少ないものと考えられることから、実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと評価する。

イ. 環境保全の基準等との整合性

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成 13 年法律第 65 号）、及び「新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例」（平成 16 年 新潟県条例第 84 号）に基づいて適正に処理するとともに、可能な範囲で有効利用に努める。

このうち、特定建設資材廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、極力再資源化する。

新潟県は、「建設リサイクル法の実施に関する新潟県指針」（新潟県 平成 14 年 5 月）において、再資源化の目標値を定めているが、本工事における計画はこれらを満足している。

以上のことから、環境保全の基準等の確保に支障を及ぼすものではないと評価する。

第 8-1-8-2 表 産業廃棄物に係る再資源化等の目標値との整合

名称	項目	項目	目標値 (平成 22 年度)	計画値
建設リサイクル法の実施に関する新潟県指針 (新潟県 平成 14 年 5 月)	特定建設資材 廃棄物	コンクリート塊	95%	100%
		建設発生木材	95%	100%
		アスファルト・コンクリート塊	95%	100%
特定建設資材廃棄物 3 品目 コンクリート塊：コンクリート（鉄筋コンクリートを含む）が解体され廃棄物となったもの。 建設発生木材：木材が建設資材廃棄物となったものをいう。建設工事に伴い発生する根株・伐採木は該当しない。 アスファルト・コンクリート塊：アスファルトの剥ぎ取り等で発生するアスファルトがら。				